

令和5年4月28日

保護者様

新発田市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策の考え方について

若葉の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係り、保護者の皆様には多くの場面においてご協力をいただき感謝申し上げます。令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとしていることから、令和5年5月8日以降の基本的感染対策の考え方を以下のとおりとします。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 基本的感染対策と今後の考え方について

(1) マスクの着用について

着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

(2) 手洗い等の手指衛生や換気について

新型コロナウイルス感染症等への基本的感染対策として有効であるため、場面や状況に応じて推奨します。

(3) 「三つの密」回避、「人と人との距離の確保」について

新型コロナウイルス感染症等の流行期においては、感染防止対策として有効であるため、学校や地域の感染状況に応じて判断します。

2 児童生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合について

(1) 外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※)として5日間は登校を控えるようお願いいたします。かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、登校を控えるようお願いいたします。

(※) 無症状の場合は検体採取日を0日目としてください。

(2) 5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められないことから、登校を可とします。

(3) 検査結果の連絡について

児童生徒が、新型コロナウイルス感染症にかかった場合、保護者は学校に連絡をお願いいたします。

3 朝の健康観察について

ご家庭での朝の健康観察は継続し、体調不良、発熱等がある場合は、登校を控えてください。